

官報

号外 昭和二十三年六月八日

○第二回 参議院會議錄第四十四号

昭和二十三年六月七日(月曜日)午前十時十九分開議

議事日程 第四十二号

昭和二十三年六月七日

午前十時開議

- 第一 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 雄武村漁港新設に関する請願 (委員長報告)
- 第三 香深漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第四 手打漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第五 加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第六 知床半島漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第七 鹿部村小漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第八 川尻漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第九 伊万里漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇 今和泉漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第一一 室津漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第一二 苫小牧漁港築設に関する請願 (委員長報告)

- 第二三 尾札部船入ま改修に関する請願 (委員長報告)
- 第二四 天塩漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第二五 音戸漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第二六 安浦漁港防波堤築設に関する請願 (委員長報告)
- 第二七 船引漁港船入ま拡張に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 久慈漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 穴井漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第三一 家串漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第三二 羽後漁港築設に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 出雲崎漁港指定に関する請願 (委員長報告)
- 第三四 栄浜船入ま築設に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 深浦港の重要漁港指定に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 永井川信号所を停車場に変更することに関する請願 (委員長報告)

- 第二七 日豊線に急行列車の運轉開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に関する請願 (委員長報告)
- 第二八 栗田簡易停車場設置に関する請願 (委員長報告)
- 第二九 磐城西郷信号所を停車場に変更することに関する請願 (委員長報告)
- 第三〇 興浜南線を雄武村字梶内まで延長することに関する請願 (委員長報告)
- 第三一 小波渡信号所を停車場に変更することに関する請願 (委員長報告)
- 第三二 霧島神宮駅構内諸施設に関する請願 (委員長報告)
- 第三三 直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに関する請願 (委員長報告)
- 第三四 千葉、木更津間電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三五 郡山、白石間電化促進に関する請願 (委員長報告)
- 第三六 流山町新制中学校の建築敷地に関する請願 (委員長報告)
- 第三七 米原、敦賀間電化促進に関する請願 (委員長報告)

- 第三八 油津臨港鉄道敷設に関する請願 (委員長報告)
 - 第三九 米原、京都間駅間の電化促進に関する請願 (委員長報告)
 - 第四〇 和歌山縣の漁港災害復旧事業費國庫補助に関する陳情 (委員長報告)
 - 第四一 沼津、浜松間鉄道電化促進に関する陳情 (委員長報告)
 - 第四二 自由討議 (前会の続)
- 議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。
- 去る四日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
- 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。
- 電波物理研究所を電気試験所に統合する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
- 大藏省設置法案
大藏省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案
臨時通貨法の一部を改正する法律案
電信電話料金法案
郵便法等の一部を改正する法律案
軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案
總理府設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案
同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に回付した。
- 中小企業設置法案

- 同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。
- 会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案 商業委員会に付託
- 大藏省設置法案
大藏省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案
決算委員会に付託
- 臨時通貨法の一部を改正する法律案
財政及び金融委員会に付託
- 同日内閣から左の議案を撤回することの承諾を得たい旨の要求書を受領した。
- 家畜用血清採取取締法案
同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法案
同日議長から内閣總理大臣宛左の決議を送付した。
- 輸送力増強に関する決議
同日内閣から、昭和二十二年第四、四半期末の國庫の状況に関する報告書を受領した。
- 同日委員長から左の報告書を出し、文化委員会請願審査報告書第一号
文化委員会請願特別報告第一号
一昨五日議員から左の議案を提出した。
- 地方出先機関の整理に関する決議案
(中井光次君外二名發議)
同日中井光次君外二名から左の議案につき委員会省轄の要求書を出した。
- 地方出先機関の整理に関する決議案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

昭和二十五年三月三十一日
第三回 衆議院 議事録

会計法の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律案

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

電信電話料金法案

郵便法等の一部を改正する法律案

軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案

通商委員会に付託

會計法の一部を改正する法律案

財政及び金融委員会に付託

経理府設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案

決算委員会に付託

農事法案

厚生委員会に付託

同日議員から左の質問主意書を提出した。

常磐線松戸、我孫子間電化に関する質問主意書(大山安君提出)

化学肥料及び農薬の供給と価格に関する質問主意書(田中利勝君提出)

同日第十九回文書表記載の諸願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第八百八号 電気税反対に関する諸願書

第八百十八号 助産医業に対する事業税賦課反対に関する諸願書

第八百六十五号 同

第八百七十二号 医業に対する事業税賦課中止に関する諸願書

国土計画委員会

第八百十二号 利根川外五河川の治山、治水及び改修工事に関する諸願書

第八百十三号 渡良瀬川上流改修工事に関する諸願書

第八百三十三号 太田、原野谷岡川の堤防補修工事に関する諸願書

第八百三十九号 山田川砂防工事施行に関する諸願書

第八百四十号 安永川外四河川の砂防工事に関する諸願書

第八百七十号 鳥取県下岩美外五箇郡内河川砂防工事施行に関する諸願書

第八百七十五号 最上川本流の災害復旧工事促進に関する諸願書

第八百八十一号 魚野川支流十七河川の砂防工事施行に関する諸願書

第八百八十五号 稻吉川砂防工事施行に関する諸願書

第八百八十七号 羽茂、新保両川の砂防工事施行に関する諸願書

文教委員会

第八百一十一号 地方教育委員会法案に関する諸願書(二件)

第八百三十一号 地方教育委員会法案に関する諸願書

第八百六十六号 同

第八百六十七号 同

第八百六十八号 同

第八百七十七号 都立新制高等学校校區移管反対に関する諸願書

第八百二十九号 著作権法の改正に関する諸願書

第八百三十二号 山陽民報新聞用紙割当に関する諸願書

第八百五十七号 柳井観光地区の新設に関する諸願書

第八百六十四号 雑誌「すもう」用紙割当に関する諸願書

厚生委員会

第七百九十八号 恩給増額に関する諸願書(三件)

第八百九号 藥事法改正案に関する諸願書

第八百十六号 國立長野療養所上田分院の移轉に関する諸願書

第八百三十号 恩給増額に関する諸願書(二件)

第八百五十九号 藥事法改正案に関する諸願書

第八百六十号 同

第八百六十一号 同

第八百七十九号 恩給増額に関する諸願書

農林委員会

第七百九十七号 木ろりの油糧公團移管反対に関する諸願書

第七百九十九号 北海道における家庭越冬用燃料の価格に関する諸願書

第八百号 農村工業の振興に関する諸願書

第八百一十一号 同

第八百五号 阿蘇山地域の開発促進に関する諸願書

第八百六号 霞ヶ浦干拓の災害復旧工事費國庫補助に関する諸願書

第八百七号 新潟縣中蒲原郡内における未墾地買収計画是正に関する諸願書

第八百十号 農村工業の振興に関する諸願書

第八百二十号 同

第八百二十三号 製炭事業のあい路打開に関する諸願書

第八百二十四号 土沢町営林場設置に関する諸願書

第八百二十八号 農村工業の振興に関する諸願書

第八百三十四号 豊田郡内のため池築造計画反対に関する諸願書

第八百三十七号 土地改良費國庫補助に関する諸願書

第八百四十二号 九州地方に國立林業試験場設置等に関する諸願書

第八百四十八号 農産品價格決定に関する諸願書

第八百四十九号 食糧増産及び供出完遂に関する諸願書

第八百五十号 林地復旧費國庫補助増額に関する諸願書

第八百五十一号 主食三合配給確保に関する諸願書

第八百五十二号 農業保険料金國庫補助増額に関する諸願書

第八百五十三号 養蚕農家に対する報償物資増配に関する諸願書

第八百五十四号 かんきつ類の虫害除に関する諸願書

第八百七十三号 雪國の農村工業振興に関する諸願書

第八百七十六号 野辺山貯水池築造促進に関する諸願書

第八百七十八号 農耕地改良事業に関する諸願書

第八百八十八号 自作農創設特別措置法による開墾行政と林野行政の両立に関する諸願書

水産委員会

第八百二十五号 吉里吉里漁港修築に関する諸願書

第八百四十一号 鮮魚介陸揚地に

對する地区別報奨物資差別搬送に関する諸願書

第八百四十三号 漁業協同組合法制定促進に関する諸願書

第八百八十号 伊万里漁業権解放に関する諸願書

第八百八十四号 網走市水産指導所の北海道水産試験場支場外格に関する諸願書

商業委員会

第八百三十三号 衣料品配給制度に関する諸願書

第八百四号 布はく製品の配給改善に関する諸願書

第八百四十五号 中小企業復元計画の創増増加に関する諸願書

電気委員会

第八百二十六号 配電事業の縣管に関する諸願書

運輸及び交通委員会

第八百一十二号 太子町、豊浦町川尻間國營自動車運轉延長に関する諸願書

第八百十四号 東北本線、西毛線並びに高崎線の電化促進に関する諸願書

第八百三十六号 福岡町、戸田村間國營自動車運轉開始に関する諸願書

第八百四十四号 東京、長崎兩駅間に急行を運轉することに關する諸願書

第八百四十六号 博多駅構内施設拡充に関する諸願書

第八百五十六号 宮古、小木兩駅間に國營自動車の運轉開始に関する諸願書

通信委員会

- 第八百十五号 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願書
- 第八百二十一号 同
- 第八百二十七号 同
- 第八百三十五号 同
- 第八百七十一号 簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願書
- 第八百八十二号 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する請願書
- 第八百八十三号 簡易生命保険積立金の運用再開に関する請願書
- 第八百八十九号 うちわ、扇す、カレンダーに対する物品税は正に關する請願書
- 第八百三十八号 時計部分品の物品税撤廃に関する請願書
- 第八百四十七号 農業所得税等に関する請願書
- 第八百五十五号 農民課税の軽減に関する請願書
- 第八百五十八号 所得税法改正に関する請願書
- 第八百六十二号 文学者の所得税引下げに関する請願書
- 第八百六十三号 大すもう木場所における入場税減免に関する請願書
- 第八百六十九号 賣上税反対に関する請願書
- 第八百七十四号 雪國農村の負担軽減に関する請願書
- 決算委員会
- 第八百七十七号 建設院を建設省に昇格することに関する請願書

第八百八十六号 林野行政と砂防

- 行政の一元化に関する請願書
- 在外同胞引揚問題に関する特別委員会
- 第七百九十六号 在外同胞引揚促進に関する請願書
- 第八百二十二号 同
- 同日第九百回文書表記載の陳情書を左の委員会に付託した。
- 農林委員会
- 第四百十七号 戦災都市復興区調整事業費に関する陳情書
- 第四百二十四号 銅路港港域拡張に関する陳情書
- 第四百三十四号 四國地方道路改良整備事業促進に関する陳情書
- 文教委員会
- 第四百十三号 都立新制高等学校区移管反対に関する陳情書
- 第四百十八号 定時制高等学校に關する陳情書
- 第四百二十二号 名古屋大学新学部創設に関する陳情書
- 第四百二十九号 戦災私立学校復興貸付金制度存続に関する陳情書
- 第四百三十七号 新學術体制立案に関する陳情書
- 第四百四十二号 地方教育委員会法案に関する陳情書
- 文化委員会
- 第四百二十三号 観光船配置に関する陳情書
- 厚生委員会
- 第四百十四号 療養師法の制定に關する陳情書
- 第四百十五号 療養行為を存続することに関する陳情書

第四百三十号 生活協同組合法制

- 定に関する陳情書
- 第四百三十六号 健康保険事業事務費國庫補助に関する陳情書
- 第四百三十八号 民生委員制度改正に関する陳情書
- 第四百四十号 らい療養所患者の生活改善に関する陳情書
- 第四百四十一号 らい患者保護法制定に関する陳情書
- 農林委員会
- 第四百二十六号 畜産振興に関する陳情書
- 第四百二十七号 新炭配給機構改正に関する陳情書
- 第四百二十八号 主食増配に関する陳情書
- 第四百三十二号 土地改良事業並びに災害防止施設費國庫補助に關する陳情書
- 第四百三十三号 町村食糧調整委員會會長選定に関する陳情書
- 鉱工業委員会
- 第四百二十一号 中小企業廳工廠室に関する陳情書
- 電氣委員会
- 第四百二十五号 築上火力発電所建設再請に関する陳情書(十三件)
- 第四百三十一号 農業用水用電力確保に関する陳情書
- 運輸及び交通委員会
- 第四百十一号 福島、米沢両駅間電化促進に関する陳情書
- 第四百三十九号 伊丹駅を準急行列車停車駅とすることに関する陳情書
- 第四百四十六号 高松海運監理部

の海運局昇格に関する陳情書

- 通信委員会
- 第四百三十五号 簡易生命保険積立金運用再開に関する陳情書
- 第四百四十五号 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情書
- 財政及び金融委員会
- 第四百十二号 賣上税反対に関する陳情書
- 第四百十九号 所得税法改正に関する陳情書
- 第四百四十三号 大衆課税反対に関する陳情書
- 第四百四十七号 取引高税反対に関する陳情書
- 第四百四十八号 公定價格撤廃に関する陳情書
- 決算委員会
- 第四百四十四号 中央出光機關の整理統合に関する陳情書
- 参議院運営委員会
- 第四百二十号 部落民衆解放に関する陳情書(二件)
- 在外同胞引揚問題に関する特別委員会
- 第四百十六号 在外同胞引揚促進に関する陳情書
- 同日委員長から左の報告書を提出した。
- 運輸及び交通委員会請願審査報告書第四号
- 運輸及び交通委員会請願特別報告書第四号
- 運輸及び交通委員会陳情審査報告書第二号
- 運輸及び交通委員会請願審査報告書第一号

運輸及び交通委員会請願特別報告第一号

- 國土計画委員会請願審査報告書第九号
- 國土計画委員会請願特別報告第九号
- 鉱工業委員会請願審査報告書第二号
- 鉱工業委員会請願特別報告第二号
- 鉱工業委員会陳情審査報告書第一号
- 鉱工業委員会陳情特別報告第一号
- 議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。日程第一、消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君。
- 審査報告書
- 消防組織法の一部を改正する法律案
- 右全案一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
- 昭和二十三年六月三日
- 治安及び地方制度委員長 吉川末次郎
- 参議院議長松平恒雄殿
- 第十五條の次に、次の一條を加える。
- 第十五條の二 消防團の設置、区域及び組織は、地方的要求に應じて、市町村長がこれを定める。
- 消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事する。

することが出来る。

消防團員の定員、任免、給與、服務その他の事項は、市町村條例で、その訓練、儀式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定める。

多數意見者署名

中井 光次 黒川 武雄
草葉 隆岡 阿竹齋太郎
岡本 雲結 羽生 三七
村尾 重雄 小野 哲
岡元 義人

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、消防本部の設置、名称及び組織は「市町村」がこれを定めるとあるのを「市町村長」に、消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は「市町村」がこれを定めるとあるのを「市町村長の承認を得て、消防長」に、又市町村の消防長は、市町村長の「定める基準により」当該市町村の消防職員を任命し、を承認を得てに改めようとするもので、消防法実施に當つて、より適切な運営を期せんとするものであつて、適切且つ妥當な改正であると認める。消防團の設置に關しては、昭和二十三年三月政令第五十九号を以て消防團令を公布されているが、消防團に關する基本的事項は、法律を以て規定すべきであつて、政令を以てこれを規定するのは適當でない、よつて今回の消防組織法改正に關して、これに關する一條を追加

することに修正したのである。

二、事件の利害得失

地方自治の趣旨を徹底し、併せて消防の強化を図ることが出来る。

三、費用

本法案施行のための費用は、別にこれを要しない。

消防組織法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議決第八十三條により送付する。

昭和二十三年四月十三日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平 恒雄

消防組織法の一部を改正する法律案

消防組織法の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「市町村」を「市町村長」に改め、同條第三項中「市町村」を「市町村長の承認を得て、消防長」に改める。

第十三條中「定める基準により」を「承認を得て」に改める。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

（吉川末次郎君登壇、拍手）

○吉川末次郎君 只今議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、我々の委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

先ず改正案の趣旨内容について申上

げますれば、第一に、消防本部の設置、名称及び組織は市町村が定めることとなつていたものを、市町村長が定めることに改め、又消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は、市町村が定めることとなつていたものを、市町村長の承認を得て、消防長が定めることに改めたのであります。政府當局の説明によりますれば、消防は、同法律第七條により、その市町村の條例によつて管理せられ、又同法第八條により、消防に要する費用も亦市町村の議会の承認を得て、当該市町村が負担することになつておりますから、消防本部の設置、名称及び組織等は、市町村長が規則によつて定めるのが実情に即するものとして改正せんとするにあるとのことでございます。又これに伴つてその内部組織である消防署の設置、名称、組織及び管轄区域は、消防的見地から、消防長が市町村長の承認を得て、これを定めることに改正することとしてあるのでございます。

第二に、市町村の消防職員の任命につきましては、市町村の消防長が、市町村長の定める基準により行ふこととなつていたものを、市町村長の承認を得て行ふことに改めんとするのであります。消防組織法全般を通ずる市町村及び市町村長の地位に鑑み、人事については、市町村長の承認を求むることを適當と考え改めることとしておるのでございます。以上が改正案の趣旨内容であります。

本委員会は本法案付託以來、慎重審議をいたし、苦米地官房長官及び國家消防廳長官との間に、種々熱心な質疑

應答を重ねたのでございます。

次いで民主黨所屬中井光次委員長より、消防本部、消防署の設置、名称、組織、管轄区域等を定める場合に、市町村長が議会の議決を経ずして、單獨に決定することは、いわゆる非民主的であつて、適當でないから、現行法の通り市町村がこれを定めるのが適當であるが、若しこれを修正するとすれば、警察法の條項と歩調を合せる意味で、市町村條例でこれを定めるとすべきであるという修正意見が提出されたのであります。これにつきまして、種々審議を重ねたのでございますが、諸般の情勢からいたしまして、この點の修正は一應取止めることとしたしまして、この際は政府原案通りとするとの結論に到達した次第でございます。

次に綠風會所屬岡本愛祐委員長より、原案に追加して左のごとき修正案が提出せられました。次にその大要を説明いたしますことといたします。岡本愛祐委員長提案の理由は、消防團の設置に關しては、二十三年三月政令第五十九号を以て消防團令を公布されておるが、消防團に關する基本的事項は、法律を以て規定すべきであつて、政令を以てこれを規定することは適當でない。よつて今回の消防組織法改正を機会に、第十五條の二をいたしまして、消防團の設置区域及び組織は、地方的要求に應じて市町村長がこれを定める。消防本部を置く市町村においては、消防團は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても業務に従事することが出来る。消防團の

定員、任免、給與、服務その他の事項は、市町村條例で、その訓練、儀式及び服制に関する事項は、國家消防廳の定める準則に則り、市町村規則でこれを定めるものと規定せんとするものであります。この修正案につきましては、本委員会は、審議の結果、全会一致を以て適當なものと決定いたしました次第でございます。

かくして討論採決に入りましたところ、全会一致を以て、本委員会は岡本氏提案の修正案を一括可決いたしました。これを衆議院に同付して衆議院の同意を求むべきものと決定いたしました次第でございます。以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は、修正議決報告でございます。委員長報告通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を請います。（議員起立）

○議長（松平恒雄君） 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長（松平恒雄君） この際日程の順序を変更して、日程第二より第二十五までの請願及び日程第四十の陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと喝采あり〕
○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。水産委員長木下辰雄君。

水産委員会請願審査報告書第一号

一議院の会に付するを要するもの。

- 第二十号 雄武村漁港新設に関する請願
- 第四十六号 香深漁港築設に関する請願
- 第六十号 手打漁港築設に関する請願
- 第七十九号 加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願
- 第九十七号 知床半島漁港築設に関する請願
- 第五十五号 鹿部村小漁港修築に関する請願
- 第五十一号 川尻漁港修築に関する請願
- 第六十六号 伊万里漁港修築に関する請願
- 第六十九号 今和泉漁港修築に関する請願
- 第五十六号 室津漁港修築に関する請願
- 第七十九号 吉小牧漁港修築に関する請願
- 第二百二十号 尾札部船入ま改修に関する請願
- 第二百四十三号 天塩漁港修築に関する請願
- 第二百八十号 香戸漁港修築に関する請願
- 第二百八十五号 安浦漁港防波堤築設に関する請願
- 第三百十二号 鹿部漁港船入ま改修に関する請願
- 第四百五十号 加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願
- 第四百九十六号 久慈漁港修築に関する請願

- 第五百二十二号 穴井漁港築設に関する請願
- 第五百二十七号 家出漁港築設に関する請願
- 第五百三十二号 羽幌漁港修築に関する請願
- 第六百二十四号 出雲崎漁港指定に関する請願
- 第六百八十九号 栄浜船入ま築設に関する請願
- 第七百六十三号 深浦港の重要漁港指定に関する請願

昭和二十三年六月二日

委員長 木下 辰雄

参議院議長 松平 恒雄殿

- 水産委員会請願特別報告第一号 雄武村漁港新設に関する請願
- 第二十号 北海道紋別郡雄武村長代理助役 山崎進提出
- 香深漁港築設に関する請願
- 第四十六号 北海道礼文郡香深町長 野村太市提出
- 手打漁港築設に関する請願
- 第六十号 鹿兒島縣薩摩郡下飯村長 島崎龍基外一名提出
- 加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願
- 第七十九号 山形縣西田川郡加茂町長 佐藤與治兵衛外四名提出
- 知床半島漁港築設に関する請願
- 第九十七号 北海道斜里郡斜里町長 米澤鶴松提出
- 鹿部村小漁港修築に関する請願
- 第五十五号 北海道茅部郡鹿部村長 吉田金次郎提出

- 川尻漁港修築に関する請願
- 第二百一十一号 鹿兒島縣指宿郡願村仙田五八七五願村漁業会長 井上善之助外一名提出
- 伊万里漁港修築に関する請願
- 第二百二十六号 佐賀縣西松浦郡伊万里町伊万里商工会議所会頭 北古賀龜六提出
- 今和泉漁港修築に関する請願
- 第四百四十九号 鹿兒島縣揖保郡今和泉村長 濱田虎熊外十一名提出
- 室津漁港修築に関する請願
- 第五百五十六号 高知縣安藝郡室戸町長 島田時馬提出
- 吉小牧漁港修築に関する請願
- 第七十九号 北海道勇拂郡勇拂町長 西田信一外五名提出
- 尾札部船入ま改修に関する請願
- 第二百二十号 北海道茅部郡尾札部村長 杉谷梅一提出
- 天塩漁港修築に関する請願
- 第二百四十三号 北海道天塩郡天塩町長 草刈直外三名提出
- 香戸漁港修築に関する請願
- 第二百八十号 廣島縣安藝郡香戸町長 櫻原勉外一名提出
- 安浦漁港防波堤築設に関する請願
- 第二百八十五号 廣島縣賀茂郡安浦町長 生田美紀外一名提出

- 第四百五十二号 山形縣議會議長 加藤富之助提出
- 久慈漁港修築に関する請願
- 第四百九十六号 茨城縣久慈郡久慈町長 三代利七外二名提出
- 穴井漁港築設に関する請願
- 第五百二十二号 愛媛縣西宇和郡眞穴村長 黒野正義外二十五名提出
- 家出漁港築設に関する請願
- 第五百二十七号 愛媛縣西宇和郡眞穴村長 黒野正義外二十五名提出
- 御莊町前田茂男外三十六名提出
- 羽幌漁港修築に関する請願
- 第五百三十二号 北海道苫前郡羽幌町長 渡部賢次郎外三名提出
- 出雲崎漁港指定に関する請願
- 第六百二十四号 新潟縣刈羽郡石地町長 三富寛範外二名提出

右の請願は、雄武村はオホーツク海に面する重要漁村であつて、多年の懸案であつた漁港の設置は昭和二十二年の国会において採択となり最早設置箇所の決定と著工時期のみが残されているのであるが、設置箇所については、請願書記載の予定地を比較検討の上即時著工せられたいとの趣旨であつて参議院は、同意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 石田 均殿

意見書案

- 香深漁港築設に関する請願
- 請願者 北海道礼文郡香深町長 野村太市提出
- 右の請願は 北海道礼文島香深村の会所前船入ま近海は、豊富な漁場に恵れており、近時大型漁船の増加とともに、陸上施設も備わつてきたが、港灣が不備のため、支障をきたしてゐるから速かに同船入まを國費をもつて改修をなして地方産業の振興を図られたいとの趣旨であつて参議院は、同意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。
- 昭和二十三年 月 日
- 参議院議長 松平 恒雄
- 内閣總理大臣 石田 均殿

意見書案

手打漁港築港に関する請願

請願者 鹿兒島縣薩摩郡下飯村

長 島居範基外一名提出

右の請願は

手打漁港は、豊富な漁場に近接している他海上交通の要地となつてゐるが、明治十八年築港したものであるために、現在の船の大きさは、用をなさず漁業の進展を制ちゆうしてゐるから、同港を漁船の安全地として急速に築造されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願

請願者 山形縣西田川郡加茂町

長 佐藤興治兵衛外四名提出

右の請願は

加茂漁港は山形縣唯一の良港であるが、冬期、日本海の波浪が高いため大型漁船を使用する関係上港内規模狭あいで、現在の内防波堤のみでは船舶の安全を保し難い状態であるから、既定計画である第二期工事を急速に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

知床半島漁港築設に関する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町長

米澤鶴松提出

右の請願は

北海道斜里郡斜里町知床半島は、終戦後の日本にとつては水産資源の増獲の中心として、陸地各種資源の開拓の基点として、又観光地帯として非常に重要な地域であるから、その基地である斜里港を修築されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

鹿部村小漁港修築に関する請願

請願者 北海道茅部郡鹿部村長

吉田金次郎提出

右の請願は

鹿部漁港は、北海道特産海産物の重要漁港であるが、その修築が不完全であるため漁船の出入が困難に十分に利用出来ず、漁獲もこれがためにおおきな影響を受けている状態であるから至急修築工事をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

り別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

川尻漁港修築に関する請願

請願者 鹿兒島縣指宿郡川尻村

仙田五八七五郎村漁業会長

井上善之助外一名提出

右の請願は

鹿兒島縣指宿郡川尻漁港は、昨年六月の風水害と本年一月の突風で水深は浅くなり又船の大きき用をなさなくなつて、漁港として價値を失つておる。このままでは漁業に悪影響を及ぼすから速かに修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

伊万里漁港修築に関する請願

請願者 佐賀縣西松浦郡伊万里町伊万里商工会議所会頭

北古賀龜六提出

右の請願は

伊万里漁港は築港以來長年月を経過、資材不足のために、補強修理も加えず放任されてゐたため、岩壁、防波堤ともに、破損しており、ほとんど用をなさない状態である。水産資源が重視される今日、至急補強修理をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

今和泉漁港修築に関する請願

請願者 鹿兒島縣指宿郡今和泉村長

濱田虎熊外十一名提出

右の請願は

今和泉漁港は鹿兒島灣内屈指の漁港であるが、海岸はほとんど直線的で風波に対する施設としては、わずかに明治年間築造された小規模の船たまりを有するのみで、一朝暴風の際には所有漁船の約六割を流失破損する等の被害をこうむつたこともあるから、速かに同漁港を修築されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

室津漁港修築に関する請願

請願者 高知縣安藝郡室戸町長

島田時馬提出

右の請願は

室津漁港は、高知縣東部唯一の避難港及び漁港として、重要な地理的位置にあるが、近時船舶の隻数と船型の増大

化に伴い、港内の収容力が低下して、漁船並びに漁業上に及ぼす影響は極めて多大であつて、一般と利用價値をたかめるために、百とん級船舶七十隻が収容出来るまでの拡張修築を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

苦小牧漁港修築に関する請願

請願者 北海道勇拂郡勇拂原野

西田信一外五名提出

右の請願は

苦小牧町は港灣に乏しい北海道太平洋岸にあつて、交通、産業の要地に位し、殊に水産資源が極めて豊富であるにもかかわらず、港灣施設が不完全なために、漁業振興上遺憾な点が多い。当港修築は戦争拡大とともに停止して今日に及んでゐる。戦後苦小牧が北海道太平洋岸漁業の一大根據地となることは現下の急務であるから、速かに本港修築を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

尾札部船入ま改修に関する請願

請願者 北海道茅部郡尾札部村
長 杉谷梅一提出

右の請願は

北海道茅部郡尾札部村尾札部の船入まは、昭和九年に築設されたが、その利用は年々増加して、そのため現在では狭いとなつて、生産に支障をきたしているから拡張工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

天塩漁港修築に関する請願

請願者 北海道天塩郡天塩町長
草刈直外三名提出

右の請願は

北海道天塩郡北部は、農、林、漁業資源が豊富であり、しかも天塩川口沖合は各種魚類がせし息しているから、同川口を漁港に修築して生産に寄與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

青川漁港修築に関する請願

官報号外 昭和二十三年六月八日 参議院會議録第四十四号 雄武村漁港新設に関する請願外二十四件

請願者 廣島縣安藝郡吾町長
原地外一名提出

右の請願は

廣島縣安藝郡吾町の漁業基地であるが、從來吳須港の要港地帯に属するために幾多の制約を受けていた。終戦後、引揚げ漁民、漁船が多数にのぼり、漁港としての修築が一層要望せられていたから速かに修築せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

安浦漁港防波堤築設に関する請願

請願者 廣島縣賀茂郡安浦町長
生田美紀外一名提出

右の請願は

廣島縣安浦町は、漁港として飛躍的な生産を挙げているが、海面五万坪の埋立をしてから船だまり防波堤は自然消滅して、毎年風水害のために船舶に多大の損害を受けているので、接岸防波堤の築設計画を立てているが、財政上その負担が出来ないから國庫より補助されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

船越漁港船入ま改修に関する請願

請願者 北海道釧路市船越町長
釣部雄雄提出

右の請願は

北海道釧路市船越漁港近港は、魚族のせい息無限であり、これらの加工品及び生鮮魚の國內移出も増し、船舶の出入も増えているけれども港内が狭小である上、季節風のため荷役ができない状態であるから、速かに本漁港の船入ま拡張工事を施行して生産増強に寄與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願

請願者 山形縣議會議長 加藤富之助提出

右の請願は

山形縣加茂漁港は、酒田港から僅か二十キロの地点にあつて、漁港また商港として酒田港の姉妹港として利用されているが、近年に至つて漸く第一期修築工事が完了したばかりであるから、地方資源の開発と呼應して第二期工事を施行されて加茂漁港の機能發揮に万全を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

開は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

久慈漁港修築に関する請願

請願者 茨城縣久慈郡久慈町長
三代利七外二名提出

右の請願は

久慈漁港は、一年に五十万円の漁獲高があるが、水産振興のために多年の懸案であつた漁港の修築も國庫補助によつて昭和二十一年度から着手されているが、財政及び資材の面に多くの困難があるから昭和二十三年度は相當額の予算を計上されて工事の促進を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

穴井漁港築設に関する請願

請願者 愛媛縣西宇和郡眞穴村
長 黒野正義外二十名提出

右の請願は

愛媛縣西宇和郡眞穴村は山岳地帯で農業のみで生活できないが、宇和海の宝庫を控えているので、漁業によつて救はれている。しかし港湾設備がないので、漁業の發展を阻害し、

又陸上交通も不振で、海上交通に依存の状態であるが、これも海上が荒れるとその不便不利は言語に絶するものがあるから、港を築設して本村漁業の發展を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

家出漁港築設に関する請願

請願者 愛媛縣南宇和郡御莊町
前田茂男外三十六名提出

右の請願は

愛媛縣南宇和郡内海村家は縣下最南端の漁港で、近年漁獲高を増し、特にいわし漁業に重大な役割をもっているが、港施設に乏しいため漁船の収容ができず、風浪のために被害も多いから國庫の補助によつて一般航行船の避難港として築設されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

羽根漁港修築に関する請願

請願者 北海道苫前郡羽根町長
渡部賢久郎外三名提出

又陸上交通も不振で、海上交通に依存の状態であるが、これも海上が荒れるとその不便不利は言語に絶するものがあるから、港を築設して本村漁業の發展を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

羽根漁港修築に関する請願

請願者 北海道苫前郡羽根町長
渡部賢久郎外三名提出

右の請願は

北海道天塩國の羽幌町は海陸物資の豊富な地でこれら産物輸送のために漁港の修築が必要であつて、一部の工事は既に施行されているが未完成のため利用度が失われているから、速かに羽幌漁港の修築工事を完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

出雲崎漁港指定に関する請願

請願者 新潟縣刈羽郡石地町長 三富善範外二名提出

右の請願は

新潟縣三島郡の出雲崎港は、酒田、伏木両港の中間に位して、地理的にも又地勢上にも漁港として好條件に恵まれているから目下政府において計画中の漁港に指定して工事に着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

柴浜船入き築設に関する請願

請願者 北海道島牧郡西島牧村 長 市川健助提出

右の請願は

北海道西島牧村は現在漁業により生活しているが、人口の増加のため、漁業のみにたよることが不可能となつたので、持田漁田の開墾にのりだし、沖合漁業をはじめたが、既設船入までは、その活動ができないから魚田の開墾並びに船舶の避難港として地理的に好条件をもつ柴浜に漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

深浦港の重要漁港指定に関する請願

請願者 愛媛縣南宇和郡東外海村長 幸田安太郎外四十二名提出

右の請願は

愛媛縣南宇和郡東外海村深浦港は、本縣最南端の天然の良港で、各種魚類その他水産物が多く、漁業経営上の諸設備があり、陸上交通の要路でもあるので、船舶の出入が繁しく、及び避難港として利用されているが、人工を加えない港であるため、物資の積荷に不便であり、又防波堤がないため、漁業の発展上一大障害を與えているので、本港を重要漁港として指定され、完備した漁港を築設せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

水産委員会陳情審査報告書第一号

第三百八十八号 和歌山縣の漁港災害復旧事業費國庫補助に

関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 松平 恒雄殿

水産委員会陳情特別報告第一号

和歌山縣の漁港災害復旧事業費國庫補助に關する陳情

第三百八十八号 和歌山縣日高郡志賀村長 井上長次郎外二十七名提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月三日

水産委員長 木下 辰雄

参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

和歌山縣の漁港災害復旧事業費國庫補助に關する陳情

請願第二十号は、雄武村漁港新設に関する請願であります。紹介議員木下源吾君から請願の要旨につきまして詳しく説明がありました。同漁港はオホー

右の陳情は

一昨年十二月の南海震災により、和歌山縣南部は地盤隆起し、中部以北は沈下したまま、現在に至つたが、このため海岸は船舶収容上の危険や不利を生じ、漁獲の生産は減少し、漁村は衰微するのみでなく、しけの発生にあへば漁船、漁具その他に多大な被害をうけることは必至である。しかしこの復旧事業費は本縣の財政の現状では支出不可能であるから、國庫補助により本事業を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

〔木下辰雄君陳情、拍手〕

○木下辰雄君 只今議題となりました請願第二十号外二十三件並びに陳情一件について、水産委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会は懇談会を一回と、それから五月二十七日と六月一日の両日に開会いたしました慎重審議いたしました。今その経過を簡単に御報告いたします。

請願第二十号は、雄武村漁港新設に関する請願であります。紹介議員木下源吾君から請願の要旨につきまして詳しく説明がありました。同漁港はオホー

ク海に面して優秀漁田に近く、漁獲も多く、北洋漁場を失つた今日、極めて重要な漁場の根拠地である。この際漁港の築設を急速に実施せられたいというのであります。

第二は、請願第四十六号、北海道の香深漁港築設に関する請願であります。紹介議員は同じく、木下源吾君から請願の要旨につきまして説明がありました。同漁港は禮文島における唯一の港で、先に継続事業として着手したが、戦時と資材不足のために一時中止となつておるが、漁業上からも、一般交通上からも極めて重要であるから、速かに修築せられたいというのであります。

第三は、請願第六十号手打漁港築設に関する請願であります。紹介議員岡元義人君から請願の要旨について詳しく説明がありました。同港は薩摩半島西方の東支那海に通ずる航路列島の南部に位置する漁港で、東支那海の漁船に接近する重要な港であり、他縣出漁船の根拠地としても必要な所であり、戦時中何らの修築をもなさなかつたために漁港として甚だ不完全であるから、この際百四十米の防波堤を至急築造せられたいというのであります。

請願第七十九号並びに請願第四百五十二号は、加茂漁港第二期修築工事促進に関する請願であります。紹介議員尾形六郎兵衛君から請願の要旨について説明がありました。同港は山形縣海岸線の中央に位して漁獲も一ヶ年平均八十万貫乃至百万貫で、縣下漁獲高の七割を占める重要漁港であり、すでに第一期工事としては昭和十一年竣工、昭和十五年完成したが、近時遠洋漁業

の急進なる発展に伴い、大型漁船の増加は港内規模狭隘と水深の浅きことを痛感することとなり、殊に同港は運輸交通の面から見ても極めて重要であるから、速かに第二期工事を実施して貰いたいというのであります。

第五は請願第九十七号でありまして、北海道の和床半島漁港建設に関する請願であります。紹介議員木下源吉君から請願の要旨について説明がありました。同港はカムチャツカ、北千島の有力なる漁場を失つた今日、オホーツク海知床半島周辺は特に有望なる漁出であるから、この漁港を完成せしむることは極めて肝要である。殊に網走から根室に至る数十哩の間に斜里港があるのみで、一般交通上からも必要であるから、速かに修築して貰いたいという趣旨であります。

請願第九十五号は鹿部村小漁港修築に関する請願であります。紹介議員は板谷順助君で、同港は背後に函館市を控えた有力なる漁場に面する漁港であります。

請願第九十一号は川尻漁港修築に関する請願であります。紹介議員岡元義人君から請願の要旨について説明がありました。同港は釧路半島の南端にあつて、近く種子島、屋久島等いわゆる七島近海の新漁場に面する重要漁港であるが、昭和二十二年六月の大嵐に船内四方護岸を破壊され、水深極度に浅くなり、漁船の出入も困難であるから、速かに修築されたいという趣旨であります。

請願第九十六号は伊萬里漁港修築に関する請願であります。紹介議員は小林勝馬君外四名であります。同港は

佐賀県における主要漁港で、漁獲高も八十余万貫、三千二百余万円で達しております。

請願第九十九号は今和泉漁港修築に関する請願であります。紹介議員前之園喜一郎君から請願の要旨について説明がありました。同港は鹿児島県の西岸にある湾内屈指の漁港で、漁獲高も年間千二百余万円に達してゐるが、同港は殆んど直線的海岸で、風浪に対する遮蔽施設もなく、昭和二十年の暴風雨の際、所有船の六割を流失破損したのであります。昭和十六年農林省も修築の必要を認め、すでに実地測量等も終り、築港の設計も完成したが、今日尚施工できない状態であるから、速かに着工して貰いたいというのであります。

請願第九十六号は室津漁港修築に関する請願であります。紹介議員は寺尾豊君外二名であります。同港は高知県の東端室戸岬に近接する重要な漁港兼避難港であります。

請願第九十九号は苫小牧漁港修築に関する請願であります。紹介議員は木下源吉君で、同君より請願の要旨につきまして説明がありました。同港は北海道における太平洋岸の有力なる漁場に直面しており、岩手、宮城、青森等の漁船までも出入する重要な港であるのみならず、運輸交通上からも重要な地位を占めてゐる外、浦河港から室蘭港に至る二百キロの海岸に一つの漁港、一つの避難港もない現状であるから、この際速かに同港を修築して貰いたいという趣旨であります。

請願第二百二十号は尾札部船入修築に関する請願であります。紹介議員

は板谷順助君であります。同港は北海道の太平洋岸に面する有力なる漁業地を控えた最も重要な漁港であります。

請願第二百四十三号は天塩港修築に関する請願であります。紹介議員木下源吉君から請願の要旨につきまして説明がありました。同港は天塩川河口を修築して港灣として、これを漁港として利用せんとするものであります。天塩川口沖合は、各種魚類の有名な棲息地、漁獲高があつて、漁業発展の余地が極めて多いが、漁港がないことが甚だ遺憾であるから、速かにこの漁港設備を完成して貰いたいというのであります。

請願第二百八十号は青戸漁港修築に関する請願であります。紹介議員は兼岩傳一君であります。同港は鹿児島県の漁港で、大小三百八十余隻の漁船が本港を基地として内海漁業に従事してゐるものであります。

請願第二百八十五号は安浦漁港防波堤築設に関する請願であります。紹介議員は同じく兼岩傳一君で、同港は鹿児島県中央部にある縣下屈指の重要漁港であります。

請願第三百十二号は船泊漁港船入まは修築に関する請願であります。紹介議員木下源吉君から請願の要旨の説明がありました。同港は礼文島にある重要な漁港で、「にしん」の生産が多く、本年度のごときすでに目標を突破している現状であり、又北洋漁業を失つた今日、同港の修築により、漁田の開発は極めて必要であるから、この際速かに修築して貰いたいという趣旨であります。

請願第四百九十六号は久慈漁港修築に関する請願であります。紹介議員は柴田政次君であります。同港は太平洋岸有数の漁港であり、避難港であります。

請願第五百二十二号は穴井漁港築設に関する請願であります。紹介議員は中平常太郎君であります。同港は愛媛県宇和島の宝庫を控えてゐる重要な漁港であります。

請願第五百二十七号は家串漁港築設に関する請願であります。紹介議員は同じく中平常太郎君であります。同港は愛媛県最南端で、高知縣に接し、豊後水道の漁場に直面する重要な漁港であります。

請願第五百三十二号は羽根漁港修築に関する請願であります。紹介議員は木下源吉君外四名であります。木下君の説明によりますと、同港は北海道天塩川の中央部にある海産物産の豊富な地で、「にしん」漁業の盛んな所であるが、日本海の強風浪に港口、港内を問わず土砂が溜り、船舶の出入が不可能となり、漁港としての機能を失うに至つたから、速かに修築して貰いたいというのであります。

請願第六百二十四号は出雲崎漁港指定に関する請願であります。紹介議員は田村文吉君であります。同港は新潟県津和野と柏崎港の間にあり、対岸佐渡ヶ島へ最短距離にある港で、漁港として極めて重要で、漁獲高も新潟縣第一位にある。この際速かに指定して貰いたいというのであります。

請願第六百八十九号は築港船入ま築設に関する請願であります。紹介議員は小林米三郎君であります。同港は北海道後志國の最南端であつて、住民の

八〇％が漁業によつて生計を立ててゐる重要な船入港であります。

請願第七百六十三号は深浦港の重要漁港指定に関する請願であります。紹介議員は中平常太郎君で、同港は愛媛縣の最南端にある「いわし」、「かつを」、「まぐろ」等の重要根拠地であります。

次は、陳情第三百八十八号は和歌山縣の漁港復興事業費國庫補助に関する陳情であります。本件は、昭和二十一年十二月二十一日に発生した南海震災により、和歌山縣下全境に亘り南部は地盤が〇・六メートル余隆起し、中部以北は反対に〇・六メートル余の沈下をしたため、漁港の殆んど全部に對し修築をなさなければならぬ状態になつたから、この際國庫補助を以て修築をなして貰いたいというのであります。

以上が請願及び陳情の要旨であります。次に審議に入りまして、慎重審議を重ねたのでありますが、各委員と農林省並びに運輸省當局との質疑應答の一二を申し上げます。

小川久義委員から、請願陳情の中で第一國會で採択して意見書を附して内閣に送付したもののについて、政府は如何なる措置を講じたのか、委員会においては十分に審議し、その中最も重要な請願を採択したのであるが、これらの請願に對する政府の措置を詳細に述べられたという質問がありました。これに對して農林省の答弁は、農林省では漁港、船舶関係予算に組んで要求いたしました。本年度は四月以降暫定予算で、新規のものは本年算まで見送りとなり、而して本年算もその額

成に当り公共事業費が甚だ減額され、当初の要求では、本土九十三漁港の中、新規三十五、増設十、北海道十、七漁港の中、新規十三、これに風水害関係を加えて十一億五千万円で、これが通過すれば、十分期待に副い得ると思ふが、これに對し安本において了解されたものが今のところ六十三港の中、新規五港に過ぎない。將來の物價改訂等も考慮し、追加予算を要求しなければ、更に事業費は減少するのではないかと懸念する。質疑がある。更に丹羽委員、尾形委員、江熊委員、大島委員等からいろいろ質疑があり、これに對して農林省、運輸省の當局からの答弁は、綜合して次の通りであります。即ち雄武、知床、天塩、新泊、手打、久慈、榮浜、深浦、鹿部、川尻、今和泉、尾札部、安浦、穴井、出雲崎の各漁港は、いずれも漁業振興上重要な所であるから、農林省としては速かに計画を立てて実施したい意向である。又香深、羽幌、苦小牧、伊万里、富津、青戸、加茂の各港は、漁業振興上から見ても、亦運輸交通の面から見ても重要であるから、運輸省においても急速に実施したいという答弁がありました。又家津港は船舶として実施する考であるという趣旨の答弁がありました。

尙陳情第三百八十八号について農林當局から、本件は災害復旧の一部を施行したが、その後釧路市の金海岸に亘つて隆起と沈下があり、二十三年度予算編成當時にはこの問題がなかつたので、定められた予算の範囲内では実施ができないから、追加予算として計上するか、又は災害復旧費の流用等

で、急を要するものから実施するつもりであるという答弁がありました。以上で質疑を終結し、種々討論の結果、全会一致を以て雄武港外二十三件並びに陳情第三百八十一号は、いずれも適切と認め、議院の會議に付し、意見書を内閣に送付すべきものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第二十六より第三十九までの請願及び日程第四十一の陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事小野君。

運輸及び交通委員会諸君審査報告書第一号

一 議院の會議に付するを要するもの。

第三号 永井川信号所を停車場に変更することに關する請願

第五十四号 日豊線に急行列車の運輸開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に關する請願

第百八十一号 栗田簡易停車場設置に關する請願

第三十七号 磐城西郷信号所を停車場に変更することに關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月五日

運輸及び交通委員会理事 板谷 順助

参議院議長松平恒雄殿

運輸及び交通委員会特別報告第一号

永井川信号所を停車場に変更することに關する請願

第三号 福島市長 佐藤元治提出

出

日豊線に急行列車の運輸開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に關する請願

第百五十四号 鹿兒島縣給良郡霧島村長 新村親志外四名提出

出

栗田簡易停車場設置に關する請願

第百八十一号 福島縣田村郡栗田村長 佐藤泰吉外一名提出

磐城西郷信号所を停車場に変更することに關する請願

第三十七号 福島縣西白河郡白河町長 中目瑞男外六名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十三年六月五日

運輸及び交通委員会理事 板谷 順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

永井川信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島市長佐藤元治提出

出

右の請願は東北本線永井川信号所附近は、近來工業地帯として發展しているけれども、停車場がないため工場への通勤又は貨物の輸送に支障をきたしているから速かに同信号所を停車場に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

日豊線に急行列車の運輸開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に關する請願

請願者 鹿兒島縣給良郡霧島村長 新村親志外四名提出

出

右の請願は日豊線は九州の重要地点をつなぐ線であり、沿線地帯今後の發展に非常に関係があるから、急行列車を運行し、また霧島神宮駅の特長に鑑み同駅を急行停車場にしたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

栗田簡易停車場設置に關する請願

請願者 福島縣田村郡栗田村長 佐藤泰吉外一名提出

出

右の請願は磐城東線三春、船引兩駅の中間の栗田村地内に簡易停車場を設置されたい、これに必要な土地、物件、工事費等はすべて村民において負担するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

磐城西郷信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島縣西白河郡白河町長 中目瑞男外六名提出

出

右の請願は白河町は各種工場の設置、開墾地への入植者等により人口及び集貨物が増加し、新興途上の地点であるから、東北本線白河駅、白坂駅の中間にある磐城西郷信号所を西白河(仮称)と改名し、普通駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

永井川信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島市長佐藤元治提出

出

右の請願は東北本線永井川信号所附近は、近來工業地帯として發展しているけれども、停車場がないため工場への通勤又は貨物の輸送に支障をきたしているから速かに同信号所を停車場に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

日豊線に急行列車の運輸開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に關する請願

請願者 鹿兒島縣給良郡霧島村長 新村親志外四名提出

出

右の請願は日豊線は九州の重要地点をつなぐ線であり、沿線地帯今後の發展に非常に関係があるから、急行列車を運行し、また霧島神宮駅の特長に鑑み同駅を急行停車場にしたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

栗田簡易停車場設置に關する請願

請願者 福島縣田村郡栗田村長 佐藤泰吉外一名提出

出

右の請願は磐城東線三春、船引兩駅の中間の栗田村地内に簡易停車場を設置されたい、これに必要な土地、物件、工事費等はすべて村民において負担するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

磐城西郷信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島縣西白河郡白河町長 中目瑞男外六名提出

出

右の請願は白河町は各種工場の設置、開墾地への入植者等により人口及び集貨物が増加し、新興途上の地点であるから、東北本線白河駅、白坂駅の中間にある磐城西郷信号所を西白河(仮称)と改名し、普通駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

永井川信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島市長佐藤元治提出

出

右の請願は東北本線永井川信号所附近は、近來工業地帯として發展しているけれども、停車場がないため工場への通勤又は貨物の輸送に支障をきたしているから速かに同信号所を停車場に変更せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

日豊線に急行列車の運輸開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に關する請願

請願者 鹿兒島縣給良郡霧島村長 新村親志外四名提出

出

右の請願は日豊線は九州の重要地点をつなぐ線であり、沿線地帯今後の發展に非常に関係があるから、急行列車を運行し、また霧島神宮駅の特長に鑑み同駅を急行停車場にしたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

栗田簡易停車場設置に關する請願

請願者 福島縣田村郡栗田村長 佐藤泰吉外一名提出

出

右の請願は磐城東線三春、船引兩駅の中間の栗田村地内に簡易停車場を設置されたい、これに必要な土地、物件、工事費等はすべて村民において負担するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

磐城西郷信号所を停車場に変更することに關する請願

請願者 福島縣西白河郡白河町長 中目瑞男外六名提出

出

右の請願は白河町は各種工場の設置、開墾地への入植者等により人口及び集貨物が増加し、新興途上の地点であるから、東北本線白河駅、白坂駅の中間にある磐城西郷信号所を西白河(仮称)と改名し、普通駅に昇格せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

運輸及び交通委員会請願審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの

第二十一号 興浜南線を雄武村字幌内まで延長することに關する請願

第九十号 小波渡信号所を停車場に変更することに關する請願

第五十五号 霧島神宮駅構内諸施設に關する請願

第四百四十七号 直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

昭和二十三年五月三十一日

運輸及び交通 板谷 順助

運輸委員長 板谷 順助

運輸及び交通委員会請願特別報告第二号

興浜南線を雄武村字幌内まで延長することに關する請願

第二十一号 北海道紋別郡雄武村長代理助役山崎進提出

小波渡信号所を停車場に変更することに關する請願

第九十号 山形縣西田川郡豊浦村長志田彌太郎提出

霧島神宮駅構内諸施設に關する請願

第五十五号 鹿児島縣給良郡霧島村長新利親志外四名提出

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

第四百四十七号 新潟縣東頸城

官報号外 昭和二十三年六月八日

那松代村長柳原一郎外十二名提出

右四件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月三十一日

運輸及び交通 板谷 順助

運輸委員長 板谷 順助

興浜南線を雄武村字幌内まで延長することに關する請願

請願者 北海道紋別郡雄武村長代理助役山崎進提出

右の請願は

既に予定線となつて興浜線のうち雄武駅より北見枝幸駅に至る五十キロ余の未完成部分の全通については、前議會において採択せられたのであるが、その後の國內情勢のため未著工となつて、同区間内の豊富な漁産、農産物に林産は、いたずらに未開發のまま放置せられてゐる現況であるから、もし五十キロ余の新設が不可能な場合は、この鉄道中最も急迫にその必要の強い雄武駅より雄武村字幌内に至る十キロ余の延長を第一期工事として直ちに著工願いたいの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

興浜南線を雄武村字幌内まで延長することに關する請願

請願者 北海道紋別郡雄武村長代理助役山崎進提出

右の請願は

既に予定線となつて興浜線のうち雄武駅より北見枝幸駅に至る五十キロ余の未完成部分の全通については、前議會において採択せられたのであるが、その後の國內情勢のため未著工となつて、同区間内の豊富な漁産、農産物に林産は、いたずらに未開發のまま放置せられてゐる現況であるから、もし五十キロ余の新設が不可能な場合は、この鉄道中最も急迫にその必要の強い雄武駅より雄武村字幌内に至る十キロ余の延長を第一期工事として直ちに著工願いたいの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

興浜南線を雄武村字幌内まで延長することに關する請願

請願者 北海道紋別郡雄武村長代理助役山崎進提出

右の請願は

既に予定線となつて興浜線のうち雄武駅より北見枝幸駅に至る五十キロ余の未完成部分の全通については、前議會において採択せられたのであるが、その後の國內情勢のため未著工となつて、同区間内の豊富な漁産、農産物に林産は、いたずらに未開發のまま放置せられてゐる現況であるから、もし五十キロ余の新設が不可能な場合は、この鉄道中最も急迫にその必要の強い雄武駅より雄武村字幌内に至る十キロ余の延長を第一期工事として直ちに著工願いたいの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

意見書案

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

意見書案

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

信越線直江津駅より東頸城郡安塚村、松代村、中魚沼郡千手町及び十日町を経て上越線六日町駅間に鉄道を敷設することは、沿線地方の豊富な農、林、鉱産資源並びに油田地帯の開発に寄與するところが大であるから速かに同鉄道を敷設せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

運輸委員長 板谷 順助

直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに關する請願

請願者 新潟縣東頸城郡松代村長柳原一郎外十二名提出

右の請願は

昭和二十三年六月一日

運輸及び交通 板谷 順助

運輸委員長 板谷 順助

運輸及び交通委員会請願特別報告第三号

千葉、木更津兩駅間電化促進に關する請願

第八十八号 木更津市長 山崎

直外二十五名提出

郡山、白石兩駅間鉄道電化促進に關する請願

第九十四号 福島縣知事 石原

幹市郎外七十六名提出

流山町新制中學校の建築敷地に關する請願

第二百八十九号 千葉縣葛飾郡流山町長 中村寛次外二十

二名提出

米原、敦賀兩駅間電化促進に關する請願

第三百九十八号 滋賀縣坂田郡

長村長 庄司拾遺外百三十三名提出

油津臨港鐵道敷設に關する請願

第四百十三号 富山縣南砺郡油津町長 隈本鶴波外三名提出

米原、京都兩駅間の電化促進に關する請願

第四百二十三号 滋賀縣大津市役所内 森田一外五万一千五百二十九名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月一日

意見書案

千葉、本更津両駅間電化促進に関する請願
請願者 本更津市長 山崎直外
二十五名提出

右の請願は
房総西線地域は、京浜地区に近接する関係から、人口増大し、住宅地帯となり、又当地域は農林水産物の京浜への有力な物資補給地であり、更に観光地帯として、その施設の着手の機運も到来しているもので輸送の飛躍的増強の態勢を確立する必要があるから、千葉、本更津両駅間の電化工事施行を急進に実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

郡山、白石両駅間鉄道電化促進に関する請願
請願者 福島縣知事 石原幹市
郎外七十六名提出

右の請願は
東北本線郡山、白石両駅間の線路状態は、東京青森間中最大の急こう配を有し東北本線輸送上のあひ路をなしてあり、再建途上にある國家として看過し得ない点である。しかして奥羽地方は豊富な電力供給源を有しているから、右区間の電化を國策として採り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

米原、敦賀両駅間電化促進に関する請願
請願者 滋賀縣坂田郡恩長村長 庄司拾造 外百三十六名提出

して採り上げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

流山町新制中学校の建築敷地に關する請願
請願者 千葉縣葛飾郡流山町校長 中村寛次 外二十二名提出

右の請願は
千葉縣葛飾郡流山町の新制中学校校舎には、運輸省隅田川品庫流山出張所の一棟が譲渡されたが、これを移築改裝するには、多額の経費を必要とし、今日の町財政では負担が困難であるから、経費節約のために、さきに譲渡された一棟の敷地を賃買せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

米原、敦賀両駅間電化促進に関する請願
請願者 滋賀縣坂田郡恩長村長 庄司拾造 外百三十六名提出

右の請願は
米原、敦賀両駅間は、旧式のトンネルやスイッチバックが多く、しかも急こう配の連続で多量の石炭を消費してあり、ために、物資輸送のあひ路である上旅行者の衛生上も悪いから、両駅間を電化するとともに敦賀、木の木両駅間の新線工事も促進して輸送力の増強に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

米原、敦賀両駅間電化促進に関する請願
請願者 滋賀縣坂田郡恩長村長 庄司拾造 外百三十六名提出

急こう配の連続で多量の石炭を消費してあり、ために、物資輸送のあひ路である上旅行者の衛生上も悪いから、両駅間を電化するとともに敦賀、木の木両駅間の新線工事も促進して輸送力の増強に資せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

油津臨港鉄道敷設に關する請願
請願者 宮崎縣南那珂郡油津町長 隈本龍被 外三名提出

右の請願は
油津港は天然の良港で、年間の出入船舶二千余隻に達し、商港、漁港として活発な動きを見せている。又同港周辺は、林産、海産物頗る豊富で、北九州方面への交易は勿論、對外貿易に對する南九州唯一の開港場としての重要性を持つてゐるが、臨港の設備がなく、集積物資輸送上非常な困難をきたしているから、同港に臨港鉄道を敷設されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

米原、京都両駅間の電化促進に関する請願
請願者 滋賀縣大津市役所内 森田象一 外五万一千五百二十九名提出

右の請願は
滋賀縣は京阪神ブロッコの一環として経済的文化的に密接不可分の関係にあるが、特に湖東湖南地方は近江米の主産地として京阪神の穀倉をなし、また各種の中小企業が散在して、物資の交流貨客の往來も多く、その間を結ぶ交通機関は実に京阪神地方民の生命線となしてゐるが、これは現在國鉄路線のみによるの外なく、その複雑は既に極点に達しているから、その緩和のために東海道本線米原、京都兩駅間六十七キロの電化を速かに着手されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

米原、京都両駅間の電化促進に関する請願
請願者 滋賀縣大津市役所内 森田象一 外五万一千五百二十九名提出

運轉及び交通委員 板谷 順助
参議院議長 松平 恒雄殿
運轉及び交通委員 会陳情特別報告第一号

沼津、濱松間鉄道電化促進に関する陳情
第二百七十二号 静岡縣議會
長 三上陽三提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月一日

運轉及び交通委員 板谷 順助
参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

沼津、濱松間鉄道電化促進に関する陳情
静岡縣議會議長 三上陽三提出

右の陳情は
わが國經濟再建の根本策は鉄道電化にあるが、沼津、濱松間は輸送量において他にその比を見ず、特に食糧政策に寄與している上、本線は電化に好條件を多く持つてゐるから、沼津、濱松間の鉄道電化工事を本年度より着手せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥協なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

一院院の會議に付するを要するもの。
第二百七十二号 沼津、濱松間
鉄道電化促進に関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月一日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

沼津、濱松間鉄道電化促進に関する陳情
静岡縣議會議長 三上陽三提出

○小野哲也 只今上程になりました請

願三号永井川信号所を停車場に変更すること、願外十三件及び陳情第二百七十二号、沼津、浜松間鉄道電化促進に関する陳情の、委員会におきまする審議の結果を御報告いたします。

各請願及び陳情につきましては、委員会をたぐい開催いたしました。紹介議員の熱心な説明と、政府の詳細な意見を聴取し、慎重に審議をいたしました。

先ず請願第三号永井川信号所を停車場に変更することに関する請願、第九十号小波渡信号所を停車場に変更することに関する請願、第九十一号要田簡車停車場設置に関する請願、第三百七号磐城西郷信号所を停車場に変更することに関する請願は、いずれも停車場設置についての請願でありまして、設置のあかつきは、利用客も相当多い見込であり、願意は大体妥協と思われ、送付を要するものと議決いたしました。

次に請願第二十一号興南線を雄武村字幌内まで延長することに関する請願、第四百十三号津浦線津港線敷設に関する請願、第四百四十七号直江津駅より上越線に連絡する鉄道を敷設することに関する請願は、いずれも鉄道の敷設に関する請願でありまして、目下の國內事情では、鉄道の敷設は相当困難な事情もありますが、これら請願の鉄道は、沿線に多大の資源を有し、産業開発上重要な線であり、予算及び資材の事情ともならみ合せ、願意に副うことが適当であるとの意見の一致を見まして、これを内閣に送付することを要するものと議決いたしました。

次に、第八十八号、千葉、木更津間、沼津、浜松間、鉄道電化促進に関する請願、第九十四号、郡山、白石間、鉄道電化促進に関する請願、第三百九十八号、米原、敦賀間、鉄道電化促進に関する請願、第四百二十三号、米原、京都間、鉄道電化促進に関する請願、及び陳情第二百七十二号、沼津、浜松間、鉄道電化促進に関する陳情は、いずれも鉄道電化に関する請願及び陳情でありまして、鉄道の電化は多額の予算及び資材を要するものであります。これらの線区は線路の状況や輸送量等から見まして、電化するに至るべきと認められ、予算及び資材の事情とも考え合せ、願意に副うことが適当であるとの意見の一致を見まして、これを内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に、請願第五百四十四号、日豊線に急行列車の運轉開始並びに霧島神宮駅を急行停車場指定に関する請願、第五百五十五号、霧島神宮駅構内諸施設に関する請願は、日豊線の幹線としての重要性に鑑み、急行列車の運轉を開始することが至当であるし、その場合は霧島神宮駅の利用度に照し、これを急行列車の停車場に指定することも亦妥協と思われ、又停車場の諸施設は、實に失しない範圍で整備する必要がありとの意見の一致を見まして、これを内閣に送付を要するものと決定いたしました。

次に請願第二百八十九号、流山町新制中学校の建築敷地に関する請願につきましては、その案件はすでに当事者間で大体協議が進みつつある模様でありまして、願意は大体妥協と認められますので、これを採択し、内閣に送付を要するものと議決いたしました。以上簡單に御報告申し上げます。

（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

（議員起立）

○議長（松平恒雄君） 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君） 日曜第四十二、自由討議、本日の自由討議は前会の続きでございます。各発言者はそれ／＼発言時間を遵守せられんことを望みます。これより発言を許します。

〔岡本愛祐君が発言者指名の許可を求め〕

○議長（松平恒雄君） 岡本愛祐君。

○岡本愛祐君 緑風会は井上なつゝ君を指名いたします。

○議長（松平恒雄君） 井上なつゝ君に発言を許します。

（井上なつゝ君登壇、拍手）

○井上なつゝ君 私はこれから医療問題について少し意見を述べさせていただきます。先般改正薬事法案を御通過してお医者さんと薬剤師さんが対立された形のようになつておられますと伺つておりますが、伺いますところにより、この両者のかた／＼の言分は、両方共この問題が解決できれば医療費が低減できるというのでございます。この両者間の問題の解決はいずれできることと思ひますので、私は今日はそれをさて置きまして、この問題を通じて、医療費の問題が起つて参りました、それに対する世論が高くなつて来たというところは、見方によりまして、福轉じて福となるといつた感じがございしますが、願わくば今少し医療問題の細部に亘つて目を注いで頂きたいのでございます。と申しますのは、機会のございまして私は官公立の病院の事情を視ることにいたしておりますが、その度に痛感いたしますことは、どういたしましたら一日も早くほんとの病院といふものはどうあるべきか、眞の意味の看護婦といふものはどうあるべきかといふことについて、政府当局は勿論、國民の總てが了解して頂けるかといふこととでございます。私共が病院を訪問いたしますと、先づ第一に病院経営者であられます院長さんなり、事務長さんなりがお見えになりまして、病院の現況を御説明下さいました上に、次に見せられますところのものは必ずお医者さん達が長期に亘つて研究してこられたおられます機械器具を備へつけました診療室、治療室、手術室、エックス光線室といったいわゆる立派な治療設備でございます。あと病室で大事なこととございせん、病室を見せようと思ひます。普通でございます。病人の二六時中の生活をみる大切な病室を見ないでは病院の觀察をしたといふことになりませんので、私はいつも強引に病室を見せて頂くことを要求いたしておりますのでござい

ます。御承知のように、仮に病氣になりまして、今入院いたしました上、致命的な部分を取つて頂きます大手術を受けたといたします。仮にその手術料が一万円ということになりますと、大変高價なように思われ、実際それより高價なものは、時局下病人が療養生活に要する費用なのでございます。元來病院という字の語源のホスピタリティは他人をもてなすという意味で、このホスピタリティが衰へて、ホスピタル、即ち病院となつたのでございまして、今日の病院の元祖は皆他所の人を泊めたり、行き倒れを救つて養つたりしたのでございます。それで病院へ病人の身体一つを持つて行けば、氣持のよいベッドの上に寝かせて下さる。お食事もお食べさせて下さる。お医者様も見えて下さる。お薬も飲ませて下さる。而もその費用は病人の支拂われる範圍で、というのが原則のように思われますが、現在の病院では、病院と同一源泉から出たホテルでさえ、寝具を供し、お食事を食べさせて呉れますのに反してまして、病院の病室は、いつの間にかすつかりその内容を一変いたしました。まるで狭い間借り世帯としか思われぬような哀れな状態に落ちておるのでございます。衛生の見地から炭火中の一酸化炭素が病氣の恢復に悪影響ありとの科学的理論もどこへやら、今日では病人の周囲には煙草、鍋、釜、野菜類等生活必需品が一ばいに散乱して、甚だしいときには耳目を疑うようなこととさえござい

ます。（拍手）時には神の御手に引かれて安らかに眠りたいと思つておる重病人

でさえ逃げ出すといった所もござい
す。その上公の病院を伺いますと、
前述のような病人を健全な魅力的な環
境に置いて終始心身を打ち込んで病人
を看護する直接の責任者である看護婦
から、病室の整理監督又は病人の看護
方法についての説明を聞くことは殆ん
どありません。

これを要するに、大切な病院の病室
が恰も治療室の附屬のように考えられ
ておりますこと、現在の看護婦の大
部分がまだ鍼灸看護婦としての責任を
持つておられず、又看護婦としての、
本當の看護婦本當の働きをしていない
ことによるのだと思つてございま
す。先日にも官立病院の看護婦の言うと
ころを聞きますと、夜勤料を加えて一
ヶ月千五百円、それに対する勤務所得
税八百円以上で、どうにも生活ができ
ないで、毎月両親から小遣千円と、
米若干とを取寄せているということ
でございす。その上労働基準法を適用
して改善して欲しい宿舎の方はなか
なか手が入られませず、たとえ予算
が通りましても、許可が下りまして
も物資の裏附がなく、疊一疊として自
由にならないといった始末でございま
すので、看護婦の生活も自然に不衛生
的で、その上に日頃の煩瑣な勤務に、
遂に抵抗力を弱めて、結核罹病率は自
然に増加の一途を辿つてゐるようで
ございす。又自分の小遣を持ち出して
まで看護婦として奉仕のできる境遇の
者はかりでございせんので、病院
の看護婦、診療所の看護婦は自然に減
少を来すという状態にございす。

看護婦減員の影響は、直ちに患者に
とつて甚だしいものとなつてまいりま
す。普通でさえ病院の看護に關心の少
い病院経営者は、時局下人件費の節約
にむしる懸念になつてゐるわけござ
いますので、看護婦のないことを口実
にして病人の看護を家人の手に委ねま
す。病人個人が専任の附添看護婦を
入れますと、その一日の費用は、一日
の病院入院料よりも遙かに高くな
ると思ひます。それで少しでも
経費の低い附添婦という者を、
ときには併入される場合もござい
ます。固よりこれらの附添婦の
人々には訓練、教育というものがして
ございせんので、多くを望む方が無
理かも知れませんが、中には去る六月
四日の朝、お聴きになつたことと存じ
ますが、ラジオの放送で申されました
ような、安達ヶ原の鬼塚のような、或
いは又チャールズ・ディッケンズの書
いたセイレイ・ガヤンブのような病人
の寝具を敷き取つたり、病人の食物を
横取りしたりするようなひどいのも
ございす。その上に少しでも栄養費
の高いものを買いますと、病人の食物
だけで一日千円も要するといふので
ございす。これを見てもおおよそ一日の
医療費は御想像がおつきになることと
存じます。結核のような長期療養を要
する病氣になりますと、たとえ財産の
少々ある家庭にいたしましても、結論
は患者を犠牲にするか、一財産を患者
のために投げうつて、家族全体を犠牲
にするかといふところになるのでござ
いす。新憲法下、これでは余りにも
非文化的で、再建は望み薄いと存じま
す次第でございす。

去る四月の暫定予算に六・三割校舎
設立費が六億余万円追加されましたの
でございす。その費用の中には、
国立病院及び診療所の収入が繰入れら
れております。將來の我が國を背負つ
て立つ子供達のために、新校舎を建て
られますことは、まことに結構であり
ますが、現在の国立病院の現状は決し
て決して満足なものではないといふこ
とを子供達は勿論、國民全体に周知し
て頂きたいのでございす。

がとうございました。(拍手)
〔藤田芳雄君発言者指名の許可を
求む〕
○議長(松平恒雄君) 藤田芳雄君。
○藤田芳雄君 無所属議員会は阿竹賢
次郎君を指名いたします。
○議長(松平恒雄君) 阿竹賢次郎君の
発言を許します。

〔阿竹賢次郎君登壇〕
○阿竹賢次郎君 私は議事規則がこの
議場で行われることを希望する者であ
ります。これについて一言申述べたい
と存じます。これはこの議會におきま
して、議事規則の行われない実情を
えて申上げて行くのでございす。

〔議會ではない國會だ〕と呼ぶ者あり
をこでなうことならばこのことは本
會議で議事進行上申すべきものだと思
います。その手続を取つたのでござい
ますが、議長はこれをお許しなかつ
た、これには複雑なる議事運営の機構
があることをお察し申しますから不服
とは思ひません。議長がその職務を行
うことができないかというこ
とは、一つにかかつて事務局長の働き
と如何によつて決まるものでございす。
議會におきまして、〔議會ではない、
國會だ〕と呼ぶ者あり議會も國會も一
緒でございす。さような言葉にはこ
だわる必要はございせん。議會にお
きまして、議事規則の行われないとい
ふことは、本當の議事ができない、議
會の秩序が破れるのでございす。本
參議院議長松平君は退屈篤実な人だと
思つております。又謙讓の美德を備え
られた方だと思つております。議事の
運営につきましては、少からざる御苦
心、御努力をせられておることを十分

認めなければならぬと思ひます。故に
私は松平議長の心情をお察し申しまし
て、松平議長に御迷惑にならないよう
に、この意見を続けて行きたいと思
ひます。どうぞ皆様は議事規則
擁護のため、尊重のために、私の発言
をお許し願ひたいのでございす。

そも、議長は職務権限は憲法を基
本として關係する法規に明らかに決
められてございす。第一議場の秩序を
維持すること。第二は議事の整理をす
ること。第三には事務を監督すること
と。第四には議會を代表することと
ございす。この中で議場の秩序を
維持するといふことは、一番大きい問
題でございす。これができなければ
本當の會議はできません。(拍手)全議
員におきまして、議員をして正義公論を
盡さしめ、決議においては厳正公平。
これが議長の重大なる役目でござい
す。故にこの重大なる意味に鑑みま
して、先には議長たるべき者は當體を離
脱し、不偏不党、厳正、公平の立場を
取つた慣例もできておるのでござい
す。この重大なる議長の職務を盡させ
る者は誠に事務局長の働き如何によ
つて決まるものでございす。(ヒヤ
ヒヤ)と呼ぶ者あり、表面は議長、責
任なりと雖も、實際は事務局長の働
きで決ります。(さうだ)と呼
ぶ者あり、故に事務局長選任の途は
一般の國會職員とは違つて投票で決
めます。而つてその位置を役員とし
て、議長、副議長、常任委員長、事務
局長、かくのごとく重大なる立場に置
きましたならば任期がございせん。何
時まででも自己の個人の都合上、或い

は職務上の重大なることがなければその職を継続することができるといふ特典が與えられてございます。無任期中でございます、一應選舉でやるものに無任期。事務総長の選舉以外には類例がございませぬ。これは法の不備とは申さしませんが、只今はかくのごとき状態になつております。であります以上は、苟も事務総長たるべき者は、人間的道德、政治的道德に充実せねばなりません。仮にも公務員として反省を欠くようなことがあつてはなりません。然るに小林事務総長は、その職責を誤まり、或いは自己の故意において行いますか、この根本の建前を破壊いたします。こうなりますと、私共議員は坐視することができません。議長に迷惑ならんように、小林事務総長に御批判せねばならんと心得ます。きつい言葉を使わずに、懇かに解決したいと思つて、今日まで四十日近くその時機を待ちましたが、(拍手)一切誠意ある態度を示しません。こうなれば止むを得ません。その事実を申しますならば、数々ございしますが、一例は四月三十日の本会議、席席なされた議員の数は、本札が立つております数は百三十一でございします。そのとき議長にいられた数は百五十五でございします。それとすると、百五十五の半分は五十三名、五十二名となりまして五十三名、五十分の一ならば三十一名となりまして。若し本札の立つたものと勘定しますと、半数は六十六名となります。その五分の一は二十七名となります。この数でございします。そのときの議案は軽犯罪法案でございまして、これに對

して修正案が提出されております。議長はこの修正案を起立によつて問いました。起立せられた数が甚だ不明瞭でありましたので、私は認議困難、よつて議席から、記名投票によつて、これを決すべしという動議を提出いたしましたのでございします。この動議を出した責任の上から言つても、これを黙殺することができません。動議は成立いたしましたので、議長はこの動議を議會に起立を以て問ひました。起立せられた人数は三十人でございしました。この三十人は正確なる三十人でございまして、余り日もなくして、三十人のお名前を皆列記して事務総長の手許へ提出してございします。及び百三十一名の数及びいられた百五十五名の人の名前を皆列記して、事務総長の手許に出してございします。事務総長は、二十五だつたと、こう言ひます。百五十五の五分の一、二十一名、超過するごと九名、三十一人立つていられるのですから、百三十一本札の通りいられますと、要するにその五分の一は二十七名ですから、どちらから言つても、三十人が正確ならば、議事規則に背くということになりまして、そのとき議長からは、議長に向つて、「正確に勘定せよ、五分の一であり」という声が頻りに発せられたのであります。どうしても議長及び事務総長は計算を間違ふことのできなない環境に置かれた。事務総長は、一々人数を指を折つて計算せられた状態でありまして。そして議長に報告せられまして。議長は事務総長の言葉を基本として決定せられました。即ち五分の一に達せず、事務総長の報告のままに議長は宣告を下されました。これは私共として誠に

意外なことであつて、誰から見ても假に五分の一あつたといふことは、十目の見るところであつたと思ひます。こゝろなりまして、本院議事規則百三十七條に觸れて来ることになりまして。百三十七條は、五分の一以上ある場合は記名投票によつて行われねばならんことになつております。そのときの記名投票は、起立か或いは記名投票で決するかといつたときの問題とは違つて、一應起立によつても採決をしたのでありまして、それ不明瞭であつた。やり直しなのである。であるから、一層嚴重に調査決定すべきところの重大なる責任が議長にはございします。これをやりません。やらなければ、議會の秩序は破れたことになりまして。會議はできません。議會の名譽はなくなりまして。議會の神聖はなくなりまして。憲法の精神に背く。次は暴行、恐れなければならぬと思ひます。この責任は、全くは事務総長の怠慢か、但しは故意かといふことになりまして。段々と増長して來て、三十人が起立しても、これを蹂躪することができません。議會の敵でございします。もつと、事務総長が勤勉なまゝならば、議會のため或いは議院のためになるようなことが幾つかあると思ひます。ただ熱中するものは、議事部長寺光君との喧嘩、この喧嘩は院内知らぬ者はございせん。これでは議會の専任職員或いは議員をどうして統御する權威がございせん。それも事務総長たる者の賄賂欠乏なりと斷言せなければならぬ。『ヒヤ、ヒヤ』と呼ぶ者あり、(拍手) 又一面には、寺光君も寺光君、上司に仕える道を心得ん。

たとえ、まづ事務総長であらうとも、上司に對しては從順に服せなければなりません。元來は、横柄と言ふ言葉が過ぎまじやうが、傲慢不遜と言ひまじやうか、この言葉が過ぎるならば、傲慢無恥、これも當振りませなんだら、生意氣である、猪口才であると申上げなければならぬ。これでは議會のためには百害あつて一益ございせん。もう喧嘩は止めなさい。要するに、事務総長は、自己の重大なる責任を考え、議長の重大なる責任をとらなければならぬ。自分の故意か或いは過ちか、いずれにいたしたところで、議事規則に背き、議長をして重大なる失態に陥れたのが事実でございします。議長は少からず議事の運営に苦心をなされてゐる。この点に私共思いをいたしますときには、議長のため、に、義によつても事務総長を非難せざるを得ません。深く事務総長は反省の責を挙げなければならぬ。最前も申上げた通り、普通の國會職員とは違ひ、一身の保障をせられた無任明の立場なのでございしますから、政治的にも、人間的にも、飽くまで良心的なければならぬことを知つて貰ふなければならぬ。『りん』が鳴りました。要するに、議事規則を必ず勵行されまして議會の秩序を維持すること、これを希望するために断じて小林事務総長の反省を促すものでございします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて今回の自由討論は終了いたしました。次會の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午前十一時十九分散會
出席者は左の通り。

議長	副議長	議員
松平 恒雄君	松本治一郎君	酒田 寅藏君
		岡井 淳一君
		千田 正君
		阿竹齊次郎君
		星野 芳樹君
		竹下 豐次君
		堀越 儀郎君
		高瀬莊太郎君
		石川 準吉君
		島津 忠彦君
		河野 正夫君
		赤澤 與仁君
		松井 道夫君
		姫井 伊介君
		寺尾 博君
		結城 安次君
		川上 嘉市君
		小林米三郎君
		岡部 常君
		奥 むねお君
		矢野 西雄君
		鈴木 直人君
		駒井 隆平君
		佐藤 尚武君
		下條 康廣君
		河井 彌八君
		カニエ邦彦君
		中村常太郎君
		堀 眞琴君
		三木 治朗君
		木下 源吾君
		井上なつる君
		小川 友三君
		藤田 芳雄君
		栗山 良夫君
		岩間 正男君
		佐々木良作君
		木下 辰雄君
		宮城タヨ君
		宿谷 榮一君
		久松 定武君
		新谷實三郎君
		藤井 丙午君
		來馬 琢道君
		町井 敬貴君
		飯田精太郎君
		小杉 イチ君
		藤野 繁雄君
		野田 俊作君
		岡村文四郎君
		鎌田 逸郎君
		山本 勇造君
		岡本 愛祐君
		高橋龍太郎君
		楠見 義男君
		山下 義信君
		中村 正雄君
		大野 幸一君
		山田 節男君
		丹羽 五郎君
		大島農夫雄君
		宇都宮 登君
		原 虎一君

羽生 三七君 島田 千壽君
開元 義人君 三好 始君
伊藤 修君 吉川末次郎君
天田 勝正君 田中 信義君
谷口彌三郎君 油井賢太郎君
石川 一衛君 高橋 啓君
小林 勝馬君 紅露 みつ君
高良 とみ君 竹中 七郎君
藤森 眞治君 水橋 藤作君
村尾 重雄君 佐々木鹿蔵君
稻垣平太郎君 森下 政一君
小泉 秀吉君 林屋龜次郎君
中井 光次君 木内 四郎君
櫻内 辰郎君 北村 一男君
淺岡 信夫君 池田宇右衛門君
堀 末治君 西川基五郎君
中山 壽彦君 黒田 英雄君
寺尾 豊君 草葉 隆圓君
遠山 丙市君 森田 豊壽君
小林 英三君 板谷 順助君
松野 喜内君 黒川 武雄君
玉屋 喜章君 深水 六郎君
尾形六郎兵衛君 中川 幸平君
西山 亀七君 大隈 信幸君
橋本萬右衛門君 左藤 義詮君
水久保雄作君

國務大臣 青米地鏡三君

【第四十一号参照】

審査報告書

一、昭和二十三年度一般会計暫定
予算補正(第三号)
一、昭和二十三年度特別会計暫定
予算補正(特第二号)

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十七日

予算委員長 櫻内 辰郎
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

渡邊 甚吉 藤田 芳雄
木下 源吾 東浦 庄治
姫井 伊介 西川 昌夫
小野 光洋 佐藤 義詮
寺尾 豊 飯田精太郎
岡部 常 河野 正夫
岡本 愛祐 小泉 秀吉
木内 四郎 入交 太蔵
田口政五郎 小畑 哲夫
鈴木 順一 油井賢太郎
村尾 重雄 中村 正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十三年度一般会計暫定予算補正(第三号)及び昭和二十三年度特別会計暫定予算補正(特第二号)は、本予算編成の遅延、及び国会における審議期間等を考慮し、差当り六月分に必要なる、予算の追加をなさんとするものであつて、概ね適切な処置と認める。

二、事件の利害得失

本予算の決定に至るまで、面當の國政の運営に支障なからしむることができ。

三、費用

本案による予算の追加額は、一般会計においては歳入歳出共二百五十八億八千四百九十九万二千円であり、特別会計においては歳入五百七十六億二千三百六十七千円、歳出五百六十六億六千二百七十六万円である。

審査報告書

電話の加入申込者等に公債を引き受けさせるための臨時措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十七日

通信委員長 深木 六郎
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

千葉 信 水橋 藤作
新谷寅三郎 藤田 芳雄
井上なつあ 油井賢太郎
鈴木 順一 大島 定吉
電宗 雄三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、戦争によつて減少した電話の復旧ならびに新設は、新日本建設のために緊要なものであり、これに対する一般の要請切なるものがあり、政府当局も鋭意努力して来たところであるが、國家財政の都合上、これに要する費用の全額を一般の財源から支出することが困難となつたので、当分の間電話の加入申込者等から、その設備の増加に要する資金を直接借り入れようとするものであつて、現在の状態としては、やむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

電話の設備増加を一般財政の状況に直接支配されることなく施行することが出来る利益がある。

三、費用
公債発行に要する費用以外別段に要しない。

審査報告書

日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年五月二十七日

司法委員長 伊藤 修
参議院議長 松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木 安孝 前之園喜一郎
來馬 琢道 宮城タマヨ
松村眞一郎 水久保甚作
西田 天香 小川 友三
星野 芳樹 岡部 常
宇都宮 登 中村 正雄
齋 武雄

要領書

一、委員会決定の理由

本法案は、昭和二十二年法律第七十二号の一部を改正する法律において、日本國憲法施行の際、現に効力を有する命令の規定中、新憲法によれば、法律で規定せねばならぬ事項を内容とするもののうち若干を暫定的に法律としての効力を保たしめ、昭和二十三年五月二日迄に必要な改廢の手續をとらねばならぬこととし、この間に相當新しい法律に改められたが、尙それまでに改廢の措置をとること

とができなかつたものを更に七月十五日までに改廢の手續をとらねばならぬとするもので、やむを得ない処置と認める。

二、事件の利害得失

右既存の命令は、なお、それが必要なるものであり、これによつてそれぞれの内容とする取締の目的を果しうる利益がある。

三、費用

別に費用を要しない。

定價 一部 二円二十銭

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇〇
印刷局